平成２８年（フ）第４１６号
兵庫県加古川市東神吉町神吉1356番地の５
破産者　小北　武男
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９号
兵庫県朝来市佐嚢844番地
破産者　新栄ストアーこと　土肥　博行
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
福岡県久留米市城島町江上306番地５
破産者　一井物産こと　松本　千春
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９５号
福岡県うきは市吉井町若宮129番地５、開始決定時の住所福岡県うきは市吉井町富永1271番地３
破産者　永瀬　朝夫
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９６号
福岡県うきは市吉井町若宮129番地５、開始決定時の住所福岡県うきは市吉井町富永1271番地３
破産者　永瀬　光子
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２１２号
福岡県久留米市野中町703番地１　サザンコート久留米705号
破産者　森　　理輝
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２１３号
福岡県久留米市野中町703番地１　サザンコート久留米705号
破産者　森　　唯香
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１５５号
沖縄県沖縄市登川１丁目21番24号　メゾンドリーム203号
破産者　金城浩一郎（旧姓平川）
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１８号
岩手県下閉伊郡山田町川向町20番Ａ－1306号町営住宅、旧住所岩手県下閉伊郡山田町長崎４丁目13番　ちびっこ公園仮設住宅１－５
破産者　甲斐谷久孝
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第９５号
茨城県桜川市明日香１丁目50番地　Ｔ－コーポ７号
破産者　長嶋　久子
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６６５号
横浜市保土ケ谷区岩崎町25番17号、旧住所横浜市保土ケ谷区狩場町454番地146
破産者　幡野　和志
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９４号
相模原市中央区千代田７丁目４番７号
破産者　鈴木　雅彦
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７３号
長野県佐久市中込171番地３　雇用促進住宅２Ｂ－104
破産者　光鮮ことナイトラウンジ夢華こと　熊谷　光徳
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１８３号
静岡県沼津市志下215番地の３
破産者　坂部　昭夫
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４２２号
静岡県浜松市西区深萩町353番地の４、前住所静岡県浜松市天竜区佐久間町中部515番地
破産者　西野久美子
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
滋賀県草津市野路８丁目21番12－310号　グランデ・ラーゴＨＯＥＩ　Ｉ
破産者　安武　光夫
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７２号
滋賀県湖南市石部西１丁目10番12－107号
破産者　村上　城紀
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１２７号
京都市下京区中堂寺坊城町65番地　パークスクェアー702号
破産者　井口　雅夫
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係